平成２９年（フ）第３４５６号
東京都板橋区成増１丁目23―10―107
破産者　有賀　千明
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４７４号
東京都練馬区旭丘１丁目41－７－103
破産者　鈴木　和政
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９１４号
福岡市早良区小田部７丁目19番18―302号
破産者　湯浅　安是
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２９号
福岡市西区野方５丁目16番６号
破産者　今村　芳男
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵850番地１
レオパレスＧｅｎｉｕｓ　Ｕ１　103号
破産者　水谷　茂樹　（旧姓神埼）
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４８号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台２丁目330番地
破産者　井手口将士
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４３６号
福岡市東区水谷２丁目33番10号
破産者　鍋内　大輔
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４５号
福岡県春日市昇町７丁目56番地　森山ハイツ205号
破産者　武田勇一郎
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６２号
福岡市南区西長住１丁目７番28号
破産者　小川　真美（旧姓許斐）
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６３号
福岡市早良区祖原５番10―304号
破産者　吉原　廣子
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲427番地　サンパラッツオⅢ―201号
破産者　梅木　眞次
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９８号
埼玉県深谷市中瀬711番地11
破産者　鈴木美智子（旧姓冨田）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５４号
埼玉県比企郡ときがわ町大字西平1515番地
破産者　武藤　　正
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６５号
沖縄県豊見城市字宜保295番地　ＣａＳａＳｕＰｅＲｉｏｒ202号
破産者　金城　朋子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６２３号
宮城県黒川郡大衡村大衡字大童36番地１、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番１号
破産者　佐々木　崇
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７９９号
仙台市宮城野区福田町２丁目２番18―1102号
破産者　池田　祐也
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１６号
埼玉県春日部市東中野1635番地71
破産者　鈴木　秀明
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目１番地６
レイクサイドホシノＩ505
破産者　宮葉峰千枝（旧姓吉永）
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
埼玉県草加市八幡町343番地３　浅井コーポＡ―201号
破産者　関塚　洋行
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
埼玉県春日部市内牧2310番地２
破産者　長瀬　　浩
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係